

# 入学式・卒業式などにおける国旗・国歌の指導について —教育基本法第 2 条、愛国心教育との関連で—

## The Issues of Leading The National Song and Flag at The Graduation or Entrance Ceremony of Schools —from points of view of the Basic Act on Education Article2 and the education for patriotism—

川口洋誉<sup>†</sup>

Hiroataka KAWAGUCHI

**Abstract** This paper is on the issues of Leading The National Song and Flag at The Graduation or Entrance Ceremony of Schools in Japan. The essentials of this paper follow as. (1) The education for patriotism is prescribed by the Basic Act on Education(2006). (2) It violates the freedom of thought (The Constitution of Japan Article19) . (3) Education or Indoctrination is depend on teachers at schools. (4) The Basic Act on Education(2006) has to be interpreted according to The Constitution of Japan.

### 1. はじめに

2006年に改定された新教育基本法は、その第2条で、教育目標として育成すべき20を超える「態度」を定めている。そこには、国民が育まなければならない心のあり方（道徳観や価値観）が書かれており、国民の教育活動はそれらの育成をめざして行われるものとされた。

本稿では、同条にもとづいて進められる愛国心教育をとりあげ、内心の自由の観点から、その問題点を検討し、それを通して新教育基本法とどう向きあうかを考える。

### 2. 新教育基本法における教育の目的と目標

まず、新教育基本法が定める教育の目的・目標を確認したい。同法は、第1条に「教育の目的」を、第2条に

「教育の目標」をそれぞれ定めている。これらの目的・目標は、学校教育だけのものではなく、社会教育や家庭教育といった国民が行う教育・学習活動にひろくおよぶものである。

#### 2・1 教育の目的（第1条）

第1条が定める「教育の目的」は、旧法同様に、「人格の完成」にあるとしている。人格の完成とは、知・徳・体の調和のとれた人間性の発達をいう。ただし、人格が完成した人間像については、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた...国民」、つまり、日本国憲法が理想とする国家の担える国民としているだけで、その具体的な姿は明らかにされていない。

このように「教育の目的」があいまいな規定になっているのは、国によって、特定の間像をめざす教育が国民に対して強制されることがないように配慮されているためである。国民は、それを受けて、人格の完成の自身

---

<sup>†</sup> 愛知工業大学 基礎教育センター（豊田市）

をみずからそれぞれが考え、豊かな教育・学習活動をつくりだすことを期待されているのである。

## 2・2 教育の目標 (第 2 条)

しかし、第 2 条には、「教育の目的」(第 1 条)を実現するために達成しなければいけない教育目標がこまかく定められている。

旧法第 2 条では、目的を実現するための一般的・原則的な「教育の方針」が簡潔に定められており、人類に共通した普遍的な価値観が書かれていた。しかし、改定によって、第 2 条は「教育の目標」と改められた。ここには、特定の価値観・道徳観、つまり、「豊かな情操と道徳心」、「自主及び自律の精神」、「公共の精神」、「伝統と文化」の尊重、「我が国と郷土を愛する」態度(いわゆる愛国心)などの 20 を超える「態度」を養うことが教育目標としてこまかくあげられている。

こうした「態度」に関わる教育目標は、国民個人の心のあり方、つまり、どのように生きるかという道徳観や価値観に踏み込むものである<sup>1)</sup>。第 2~5 号は、外に現れる「態度」を養うというかたちで定められ、カムフラージュがされているが、こころと態度は無関係なものではない。ふつう、人の「こころ」(気持ちや感情、心構えなど)の中身は、その人の「態度」(発言や行動など)をとおして他者へと伝わるものである。何らかの「態度」を育成するということは、そうした態度をとることができる「こころ」を育成することと密接につながっている。なお、教育基本法改定の際、文部科学大臣(当時)も、「態度を養うことと心を培うことというの一体として行われるものである」(衆議院教育特別委員会、2006 年 6 月 8 日)と答弁している。

## 3. 教育の目標 (教育基本法第 2 条) が抱える問題

同条に定められた教育目標のなかには、親や教師などによって子どもたちに教えられてきたようなことがらもあり、その多くが広く一般に受け入れられている価値観といえるかもしれない。例えば、「公共の精神」(第 3 号)とは、わがままを言わず、他人のためにみずからの力を注ごうとする心構えとでも言い換えることができるだろう。困っている人のためにボランティア活動をするこころや、自分が与えられた役割や仕事を最後までやり切ろうとする気持ちは、公共の精神に通じる。よって、このような意味での公共の精神について、親や教師などから教わって、もしくは自ら気づいて、それぞれ個人がもつこころと自体は否定されるものではない。

しかし、問題となるのは、法律である教育基本法に(i)教育目標を定め、(ii)しかもその教育目標が国民の心のあり方に関わっているということである。

## 3・1 教育目標の法定化

教師は、子どもの発達に必要なものは何かを考えながら、子どもへの教育活動を自由に繰り広げていくことができる。教師の教育の自由である。一方、教育内容はその教育がめざす目的や目標にもとづいて整えられるため、国が法律によって教育目標をこまかく定めることは、国による教育内容(教育の内的事項)への必要以上の干渉を許してしまうおそれがある。そうなれば、教師は、国が言う通りの教育を行うことしかできず、教師が子どもの発達を願って自由に教育を行うことがむずかしくなる。よって、教育目標の法定化は、教師の教育の自由や子どもの教育を受ける権利の自由権的保障に反するのである。

## 3・2 個人よりも国家を優先する価値観の注入

日本国憲法第 19 条は思想・良心の自由(内心の自由)を定めている。内心の自由とは、国家が国民に対して特定の考え方を強制もしくは禁止することを認めず、国民は自由に思い、考えることができるという基本的人権(自由権)のひとつであるが、個人の心に関わる教育目標の法定化は、内心の自由を侵害するおそれがある。

第 2 条に書かれた教育目標の一つ一つは、人によってさまざまな考えや思い、イメージを抱くことができるあいまいなものであり、それらがしめす具体的な人間像は決して一つではない。とはいえ、国はみずから都合よくそれらを解釈して、個人よりも国家を優先する価値観・道徳観(国家主義的・全体主義的な価値観)を国民に植え付けるおそれがある。とくに、「豊かな情操と道徳心」(第 1 号)や「公共の精神」(第 3 号)、「伝統と文化」の尊重(第 5 号)、「我が国と郷土を愛する」態度(同)の育成などの文言は、その危険性が非常に高いと考えられている<sup>2)</sup>。

先ほどとりあげた「公共の精神」についていえば、「公」強調は、「私」の軽視につながる。今日、基本的人権の保障を求めることさえ甘えやわがままと見なされる傾向がつよくなっているのは、「公共の精神」の強調と無関係ではないだろう。そして、「公」とは、不特定多数の人々(「みんな」)を指すこともあれば、国家(国・地方公共団体、天皇などの「お上」)を指すこともある。国が国民に「公共の精神」を求めるとき、「公」が後者の意味で理解され、それは国家への忠誠や献身、奉仕を美化しようとする国民の道徳となってしまう危険性ははらんでいる。そのようなことがあれば、「公」を優先して、個人の基本的人権が不当に制限され、例えば、国とは違った個人の意見を言いにくくなる環境がつけられることになるだろう。

よって、国民の心に関わる教育目標を定める教育基本法第 2 条は、国が国民の心を統制(支配)することを認

## 入学式・卒業式などにおける国旗・国歌の指導について—教育基本法第2条、愛国心教育との関連で—

める規定として機能しかねない条文である。このことから、改定によって、教育基本法はその性格を、国民が国家権力の濫用をしばる法（権力拘束規範）から、国家が国民をしばる法（国民拘束規範）へと大きく変えたと言われている<sup>3)</sup>。

### 3・3 態度主義

つづいて、「態度」の育成を教育目標とすること（態度主義）をとりあげる。教育基本法第2条が定める心のあり方に関わる教育目標について、その達成の度合は、直接は目に見えない心の状態そのものではなく、発言や行動、文章などの表面的な「態度」を通して評価されることになる。態度の評価によって、子どもたちは、教師からどう見られているかを気にして、自分の本当の気持ちや考えを押し殺して、教師の顔をうかがって教育目標に適った言動をさせてしまうかもしれない。

自分の本当の気持ちや考えを押し殺して、ありのままを表すことができないということは大変なストレスである。子どもの時期のこのようなストレスは、将来、大人になってからさまざまな問題を引き起こす。例えば、上司などの他人の目を気にして自分の意見を言えなくなったり、他人の指示がなければ行動ができなくなってしまうことが想像される。他人からの評価でしか自分の存在（自己肯定感）を認めることができない大人になってしまうおそれがある。

### 3・4 教育目標の具体化—愛国心教育—

教育基本法第2条に掲げられた教育目標は、学校教育法の改定によって義務教育の目標（第21条）ほかの各学校の教育目標などに下ろされている。一部の地方公共団体では、教育基本法改定をさきどるかたちで、もしくは同法の教育目標をより厳格に実現するため、通達や条例によって、教育目標にそった学校教育の実施が強制されている。

教育基本法第2条の教育目標の一つとして「我が国と郷土を愛する」態度の育成が定められたことによって、学校において愛国心教育が進められています。愛国心とは、例えば「日本が好きだ」とか「日本人としての誇り」とかという、自らが居住・所属する国家への愛情・愛着をいい<sup>4)</sup>、それを育てようとするのが愛国心教育である。

同法改定前の学習指導要領にも愛国心に関わる記述はあったが、現在の学習指導要領（2008年・2009年改訂）はそれらを引き継ぐとともに、新たな記述を追加して、愛国心教育に関わる教育内容を充実させている。例えば、道徳では「日本人としての自覚」や「国を愛」することをストレートにとりあげるほか、小学校国語科では神話・伝承、短歌や俳句、古文や漢文を、中学校音楽科では民謡・長唄、和楽器を、中学校保健体育科・高等学校

体育科では武道（柔道・剣道・相撲）といった日本の伝統・文化に関わる教育内容を通して、愛国心の育成が進められようとしています。また、中学校社会科の目標は「我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め」ることとされ、事実の学習と特定の感情の育成が混同されている。

また、愛国心教育の一環として、日本のシンボルである国旗・国歌についての指導も求められている。学習指導要領には、国旗・国歌について、「国歌「君が代」は、いずれの学年においても歌えるよう指導すること。」（小学校音楽科）「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。」（小学校・中学校・高等学校特別活動）との記述がある。

そもそも、「愛」という感情は、個人の心のうちから込み上げてくる感情であり、国や教師などの他人から強制されてもち得る感情ではない。愛国心をもつように強制されることは、内心の自由の侵害になる。「日本人だから日本の国を愛することはあたりまえ」というわけではなく、国を思う気持ちは人によって違い、また違ってよいのである。

しかし、すでに、教師たちは、子どもたちに愛国心などの個人よりも国家を優先する価値観を身につけさせなければならない状況に直面している。同法第2条がかかえる危険性は、残念ながら、今日、現実のものとなりつつある。

## 4. 入学式・卒業式における国旗・国歌の指導

つぎに、愛国心教育の一環として行われる国旗・国歌についての指導をとりあげる。東京都では、「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について（通達）」<sup>5)</sup>（2003年10月23日。通称、「10・23通達」。）が出されて以降、教育基本法改定前から同法改定をさきどるかたちで、国旗・国歌についての厳格な指導とそれに従わない教職員の懲戒処分が進められてきた。東京都の事例から、愛国心教育の限界について考えるきっかけを得たい。

### 4・1 「歌わせたい男たち」に見る現実

入学式や卒業式などの国歌斉唱の際、起立をしない「不起立」の教師やピアノ伴奏を拒否する教師がいる。

永井愛作・演出の舞台「歌わせたい男たち」（2005年初演）は、そうした教師たちの葛藤をとりあげた喜劇である<sup>6)</sup>。同劇では、都立高校の卒業式の朝を舞台にして、戸田恵子演じる元シャンソン歌手で音楽の臨時教員ミチルが、不起立を決めている社会科教師の拝島と、教育委員会からの列席者を前にして卒業式の円滑な実施を望む

与田校長のあいだで、国歌のピアノ伴奏をするべきか、やめるべきかで思い悩む情景を、ときにコミカルに、またときにシリアスに描き出している。同劇はフィクションであるが、10・23 通達が出されて以降の都立高校での国旗・国歌をめぐる状況を忠実に表現している。ミチルのような葛藤に直面せざるを得ない教師の存在は決して作り話ではないのである。

#### 4・2 「不起立」の動機についての教育法学的整理

東京都では、10・23 通達にもとづいて、校長は、教職員に対して、入学式・卒業式などでの国歌斉唱時の起立またはピアノ伴奏を命じる職務命令を発する。地方公務員法上、都立学校の教職員には職務命令に従う義務が課されており（同第 32 条）、職務命令に従わない教職員は懲戒処分（免職、停職、減給、戒告）の対象となる。

しかしながら、それでも教師はなぜ不起立・伴奏拒否をするのだろうか。市川須美子の指摘を参考にすると<sup>7)</sup>、その動機は次の 5 つに整理することができるだろう。

まず 1 つ目は、教師の宗教的理由にもとづく動機である。「君が代」は天皇の時代が永く続くことを願う歌であるため、キリスト教などを信仰している者にとっては、神道に通じる天皇を崇めるような国歌を歌うことはできないというものである。

2 つ目は、教師の歴史認識に由来する動機である。侵略戦争であったアジア・太平洋戦争のシンボルの国旗・国歌に敬意を払うことはできないというものである。

3 つ目は、教師の国籍に由来する動機である。自身のルーツが外国である、とくに在日コリアンであるため、起立できないというものである。

4 つ目は、教師の教科専門知識に由来する動機である。例えば、社会科教師は自身の授業のなかで侵略戦争の歴史や日本国憲法を教えてきたため、それらに反するような行動はとれないというものである。

5 つ目は、教師の教育的信念に由来する動機である。これまで子どもたちに正しいことをするように指導してきた、在日コリアンの教え子がいる、教師が起立・伴奏すると子どもたちにも強制することになるなどといった子どもへの思いにもとづく理由によるものである。

#### 4・3 国旗・国歌の法的位置づけ

そもそも、国旗・国歌とは何か。国旗・国歌については、「国旗及び国歌に関する法律」（1999 年制定）に定めがある。わずか 2 か条からなる同法は、日章旗（日の丸）を国旗とし（第 1 条）、君が代を国歌とすること（第 2 条）のみが書かれているだけで、国民がそれらを尊重しなければならないとかという規定は一切ない。もちろん、日本国憲法には国旗・国歌に関する条文はないし、それらの尊重を義務付ける規定もない。むしろ、内心の自由

（同第 19 条）によって、国民が国旗・国歌に対してどのような考えや思いをもとうが、国家によってそれを強制・禁止されることはないとされている。日本国憲法の下では、「日本人なら起立して当然」という考えは通用しない。

教師の不起立・伴奏拒否は、教師の市民としての内心の自由にもとづく行為であるだけでなく（4・2 の整理で言えば、1 つ目から 3 つ目の動機）、教師の教育の自由にもとづくもの（同じく 4・5 つ目の動機）でもある。教師の起立や伴奏は、子どもたちへの起立斉唱を求める沈黙の圧力となり得るし、国旗・国歌には多様な意見があることを知る、または発言する機会（子どもの権利条約第 12 条にもとづく子どもの意見表明権）を奪うことになる。このことを考えれば、教師の不起立・伴奏拒否は、子どもの内心の自由を守ろうとする行為であり、日本国憲法の理念を行動で示そうとする教育的行為でもある。それは、わがまま・身勝手という批判で片付けられるような軽率な行動ではないのである。

#### 4・4 内心の自由についての説明

「内心の自由、つまり、思想及び良心の自由は、あの戦争を経て、ようやく私たちが獲得した自由です。『君が代』については、さまざまな意見があるでしょう。ここには外国籍の生徒もいる。歌うも歌わないも、皆さん自身で決めてください。

これは、「歌わせた男たち」のなかで、かつて与田校長が、通達が出る前の卒業式で子どもたちに向かって話した一節がある。少なくとも、子どもたちに、国旗・国歌をめぐる歴史的背景や歌詞の意味、内心の自由について教える機会は認められなければならない。

### 5. 愛国心教育の限界

愛国心とは、日本人や日本に在住している者であれば、あたりまえにもっている感情ではないし、またはもたなくてはいけない感情でもない。国への思いや考えは、生まれてからのさまざまな経験を通してかたちづくられるものであるから、その人の生い立ちや経験によってさまざまだ。内心の自由を認める日本国憲法の下では、「さまざま」であっていいのである。

そのような個人のさまざまな「こころ」を否定して、国を愛するという一面的な感情を教え込もうとするところに、愛国心教育は問題があり、それが愛国心教育の限界である。愛国心教育の問題・限界は、次の 3 点に整理することができる。

#### 5・1 事実を教えること≠愛国心を育てること

実際にあったこと・あることといった確固たる事実や、

入学式・卒業式などにおける国旗・国歌の指導について—教育基本法第2条、愛国心教育との関連で—

もしくは人間が共通しても普遍的な価値観（人に対して思いやりをもつ、約束を守るなど）を教え、それらを学ぶことやそれらをもとにして客観的に考えることはできる。しかし、その事実やそれらをもとにして日本という国を愛さなくてはいけないということは教えられないだろう。

先述の通り、学習指導要領は、中学校社会科で「我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め」ことを目標としている。例えば、日本に四季があること、四季によって自然は異なる風景を見せること、そうした自然は災害をもたらすこともあれば、日本独特な文化や産業を生み出してきたこと、といった事実について理解を深めさせることはできる。また、それら事実をもとにして日本の特徴やそれらを取りまく課題を考えさせることもできるだろう。

しかし、四季や四季がある日本を愛するという感情を身につけさせることまではできないだろう。四季のある日本が好きなお子でもいれば、常夏の南国が好きな子どももいる。それはそれぞれの感情であり、正しい答えはない。南国を好きな子どもが、教師にそれを否定されたらどんな気持ちになるか。内心の自由が保障されるということは、日本が好きでも南国が好きでも、人それぞれでいいということである。

よって、事実を学ばせることと特定の感情をもたせることは区別されなくてはいけない。

## 5・2 国=時の政府という危険

「国」とは何か。一般的に、「国」とは、(i) 自然環境をふくむ国土、(ii) そこに住む人々、(iii) それらによって育まれる歴史、伝統、文化、産業などを意味する。また、(iv) 生まれ育った故郷を指すこともあれば、より限定して (v) 家族や親しい仲間を思い浮かべることがあるだろう。さらには、「国」は (vi) 権力をもって国民を統治・支配する組織、とくに与党やそれによって形成される政府を指すこともある。

教育基本法第2条が「我が国と郷土を愛する」態度というとき、その「国」は、内閣総理大臣（当時）によれば、「歴史的に形成されてきた国民、国土、伝統、文化などから成る歴史的、文化的な共同体としての我が国」であり、「統治機構、すなわちその時々政府や内閣等」ではないとされる（参議院本会議、2006年11月17日）。しかしながら、同法第16条（教育行政）に登場する「国」は政府・内閣といった統治機構を指しているし、法令用語研究会編『法律用語辞典』（有斐閣）によれば、法令上の「国」はやはり「国家を権利義務の主体として表す場合に用いるのが通例である」とされている。

このような「国」という言葉のあいまいさについては、森英樹が以下のように興味深い指摘をしている。

「生まれ育ったふるさとや、たとえば出身学校・所属サークルのような帰属コミュニティへの、愛というよりは愛着心は、誰にでもあるから、そこをチャンネルに「社会」や「郷土」を併記して「国」への愛情を求めてくるという手法は、こうした日本的な用語のあいまいさに悪乗りした、のみならず、社会や郷土といわば地続きのまま「国」への愛着心を求めるという意図が秘められていることだろう。」

くりかえすが、「国」—それが統治機構であれ、その他のものであれ—を愛することを強制されることは、内心の自由の侵害である。そして、愛国心教育批判の文脈でしばしば指摘されることであるが、愛するということは思考停止と同じことである<sup>8)</sup>。統治機構（時の政府）への愛は、政府に対して無批判で言いなりの国民を育成するだけです。国民主権（民主主義）は、国家権力への批判をふくむ自由な議論によって充実していくものである。愛国心教育は、日本国憲法が3大原則とする国民主権の否定にもつながるのである。

そして、発達段階にある子どもに愛国心を育てることは、国に対してさまざまに考え、思う能力や機会を奪うことになる。しかしながら、愛国心教育を進めたいと考えている国にとっては、それがねらいなのかもしれない。堀尾輝久が指摘するように、国が子どもたちに愛国心を育てようとするのには、「まだやわらかな心」の子どもうちに、「型にはめていく必要があるのだ」という発想が見えかくれしている<sup>9)</sup>。

## 5・3 無知で排他的な愛国心

教育基本法改定の際、第2条に「我が国と郷土を愛する」態度の育成を盛り込むにあたって、当時の政権与党によって「自分の文化、郷土、国を愛することができない人間に、他の国家、民族を愛する心は生まれぬ」<sup>10)</sup>との見解が示されたことがある。

一方で、かつて、執筆者は、教育制度論の授業のなかで、学生に「小学生に「日本のいいところ」を教えなくてはならないとき、何を題材にしてそれを教えるか」という課題を出したことがある。すると、学生たちは「食事」や「アニメや音楽」、「家電製品の性能」、「治安」、「礼儀正しさ」などを題材に扱うことを熱心に考えてくれた。しかしながら、学生たちが考えた、「日本のいいところ」は学生自身が主観的にいいと思うことであり、しかもそれらは外国と比べたり（ときには外国を見下したり）、外国のことを知らずに（または外国のことに目を向けずに）、考え出したことがほとんどであった。つまり、愛国心とは、多くの場合、日本のことばかりに目が向き、外国について無知であったり、外国を軽蔑するような排他的な感情に陥りやすい。与党が期待したような国際協調的な愛国心を育てることは至難の業なのである。

おそらく、上記の与党の見解は、同法に愛国心教育を盛り込むためのタテマエだったのではないか。

## 6. 新教育基本法とどう向きあうか

### 6・1 新教育基本法の立憲主義的解釈

これまで検討してきたように、新教育基本法第 2 条(教育の目標)は内心の自由と矛盾する規定であり、日本国憲法に反する疑いが極めて強いものがある。しかし、同法は国会の議決を経て成立しており、法律としての効力を有している。同法第 2 条が掲げる教育目標や同法そのものとどう向きあえばよいのか。

新教育基本法と向きあう姿勢について、中嶋哲彦は次のように指摘している<sup>11)</sup>。

「政府・与党の教育基本法改正のねらいや意図がどうであれ、(1) 上位法である日本国憲法や国際教育条約等に則り、(2) 国民の学びと育ちや公教育という事柄の本質が生かされるよう、(3) 日本語の言語的・文法的意味もしっかりふまえて、新教育基本法の条文一つひとつを吟味し、よりよい解釈を確定することがこれからの課題です。この作業を通じて、政府・与党が所期のねらいどおりに新教育基本法を解釈運用することを許さず、新教育基本法を国民の公教育における権利と自由を守り拡大する手段に変えていくことが大切です。」

つまり、新教育基本法の抱える問題点を冷静に把握しつつ、その条文について、立憲主義的解釈、つまり、日本国憲法や子どもの権利条約の理念・条文、さらには学習権論にもとづき、国民の教育や学びをより支えることができるような解釈に努め、想定される危険性の実現を許さないという姿勢が求められる。

こうした観点から、同法第 2 条を読んでみよう。同条は「学問の自由を尊重」して目標の達成をめざすように定めている。学問の自由とは、日本国憲法第 23 条が保障する基本的人権の一つで、真理を探究することができる自由を認めるものです。よって、心のあり方に関わる教育目標を、国が都合よく解釈するのではなく、研究者や教師などによる学問研究の成果にもとづいて客観的に解釈されなくてはならず、内心の自由の侵害への歯止めになるものだと理解できる。

しかし、教育目標の法定化は、国による教育内容(教育の内的事項)への干渉を認め、教育を受ける権利の自由権的側面を侵害するものであるため、第 2 条の条文じたいを、立憲主義的に解釈することは不可能であろう。また、内心の自由に反しないようなかたちでの愛国心教育を想定することも不可能であろう。その一方で、日本国憲法は「その条規に反する法律...の全部又は一部は、その効力を有しない」(第 98 条)としている。よって、

立憲主義的解釈に努めれば、教育基本法第 2 条そのものが法的な効力をもち得ていないということも誤りではないだろう。

### 6・2 「教育」と「教化」のわかれ道

子ども個人の思いや考えを否定して、国にとって都合のいい価値観が押し付けられるなら、それは教育ではなく、戦前・戦中の「教育勅語」の下で行われた「教化(インドクトリネーション)」になってしまう。子どもと直接向きあって教育を行うのは教師であるから、教育になるか教化になるか、最終的には教師の手にかかっているといえる。執筆者自身もふくめ教師には、立憲主義的な解釈に奮起して、教育基本法第 2 条を乗り越えるような主体的・創造的な「教育」実践の展開を期待したい。

技術的な法解釈論をやや離れて考えてみれば、子どもの自由な思考を育てるためには、教師が自由な教育実践を展開できる環境が必要であり、かつ、教師自身が子どもの自由な思考(「みんな違っていい!」)を認めることができるかにかかっている。例えば、愛国心教育で言えば、教師自身が愛国心をもっているか否かは問題ではない。問題は、教師が「私が愛国心をもっているのだから、日本人である子どもたちも当然、愛国心をもつべきであり、国旗・国歌に敬意を払うべきだ」と考えて、それを指導に移すことである。教師の意識的な、もしくは無意識的な「あたりまえ」が、自身の教育を「教化」に変質してしまうかもしれない。

### 6・3 大阪での状況にふれて

最後に、東京都および大阪府での国旗・国歌をめぐる状況について言及してまとめたい。

2012 年 1 月 16 日、最高裁において、東京都の国旗・国歌をめぐる教職員への懲戒処分について、判決が出された<sup>12)</sup>。同判決の趣旨は、10・23 通達にもとづく不起立の教職員に対する懲戒処分について、不起立を理由にした減給・停職・免職の処分は慎重になされるべきで、それらの処分の取り消しを認めるものである。戒告処分の不当性が認められなかったことは問題であったが、減給以上の身分に関わる懲戒処分の不当性が認められたことは画期的であったと言える。

その一方で、大阪府や大阪市などでは、橋下徹大阪市長(前大阪府知事)が率いる大阪維新の会が、それぞれの議会において公立学校の教職員に国歌斉唱時の起立を義務付ける「君が代条例」を成立させ(大阪府では 2011 年 6 月、大阪市では 2012 年 2 月)、さらに、それに違反した教職員を処分する規定を設けた「大阪府立学校条例案」(旧教育基本条例案)を府議会に提出している(2012 年 3 月 17 日現在)。また、橋下府知事(当時)による公募に応じて採用されたある府立高校校長が、卒業式の国

入学式・卒業式などにおける国旗・国歌の指導について—教育基本法第2条、愛国心教育との関連で—

歌斉唱のさい、教職員の口の動きをチェックしていたことについて、橋下市長が「服務規律を徹底するマネジメントの一例」と「絶賛」したことも報じられている<sup>13)</sup>。

地方レベルで、新教育基本法第2条が定める教育目標の具体化が進んでいる。こうした事態の進行は、新教育基本法についての立憲主義的解釈の早急な構築を課題として突きつけるものである。

#### 【注】

- 1) これらの教育目標は、学習指導要領にある「道徳の時間」の指導内容とおおむね共通している（「第2条教育の目標」、日本教育法学会教育基本法研究特別委員会編『憲法改正の途をひらく教育の国家統制法—教育基本法改正政府案と民主党案の逐条批判—』、母と子社、2006年、86-87ページ）。そのため、第2条については、告示である学習指導要領の内容を、法律である教育基本法へといっきに格上げして定めたものであると考えられている。そのような定め方はきわめて異例であり、その異例さへの批判を込めて、第2条に定められた「態度」に関わる教育目標は「徳目」とも呼ばれている。
- 2) 佐藤広美「教育の目的と立憲主義—前文および第一、二、三、一二条について—」（浦野東洋一、佐藤広美、中嶋哲彦、中田康彦著『改定教育基本法どう読みどう向きあうか』、かもがわ出版、2007年、8-20ページ）など。
- 3) 同上、12-14ページ。
- 4) 永井愛『歌わせたい男たち』、而立書房、2008年。初演は、2005年10月～11月、劇団二兎社による。なお、同劇団によって上演された舞台はDVD化されている。
- 5) 同通達では、「国旗掲揚及び国歌斉唱の実施に当たり、教職員が本通達に基づく校長の職務命令に従わない場合は、服務上の責任を問われること」、入学式・卒業式などでは「国旗は、式典会場の舞台壇上正面に掲揚すること」、「式典会場において、教職員は、会場の指定された席で国旗に向かって起立し、国歌を斉唱すること」、「国歌斉唱は、ピアノ伴奏等により行うこと」、「入学式、卒業式等における式典会場は、児童・生徒が正面を向いて着席するように設営すること」などが明記されている。
- 6) 市川須美子「日の丸・君が代裁判の教育法的検討」、『日本教育法学会年報』第36号、2007年、101-110ページ。「討論 民営化型学校管理の法的分析」、同上、111-118ページ。
- 7) 森英樹「『改憲』問題の位相」、同上、8ページ。
- 8) 佐藤広美「教育基本法を考えた」、『教育基本法改

正案』を批判する」、『教育』第726号、2006年、8-15ページ。

- 9) 堀尾輝久『教育に強制はなじまない—君が代斉唱予防裁判における法廷証言—』、大月書店、2006年、29ページ。
- 10) 「教育基本法改正『国を愛する心』で合意を」、『産経新聞』、2004年6月13日。
- 11) 中嶋哲彦「教育行政と教育振興基本計画を国民の手に」、前掲『改定教育基本法どう読みどう向きあうか』、53-54ページ。
- 12) <http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?hanreiid=81892&hanreiKbn=02>（最高裁判所ホームページ）
- 13) 「国歌斉唱「口動いてない」教員、校長がチェック」『読売新聞』、2012年3月13日。

#### 【参考文献】

- ・伊藤良高・大津尚志・中谷彪編『新教育基本法のフロンティア』、晃洋書房、2010年。
- ・梅原利夫「第2条 教育の目標」、浪本勝年・三上昭彦編著『「改正」教育基本法を考える』、北樹出版、2007年、35-40ページ。
- ・河合正雄「教育の自由、日の丸・君が代」、宿谷晃弘編著『学校と人権』、成文堂、2011年、109-119ページ。
- ・神田修・兼子仁編著『教育法規新事典』、北樹出版、1999年。
- ・久保富三夫「憲法・教育基本体制」、土屋基規編『現代教育制度論』、ミネルヴァ書房、2011年、35-67ページ。
- ・小林健一著『保育に役立つ教育制度概説』、三恵社、2009年。
- ・佐々木幸寿『改定教育基本法—制定過程と政府解釈の論点—』、日本文教出版、2009年。
- ・佐貫浩・世取山洋介編『新自由主義教育改革—その理論・実態と対抗軸—』、大月書店、2008年。
- ・高見茂・開沼太郎編『教育法規スタートアップ』、昭和堂、2008年。
- ・田中壮一郎監修・教育基本法研究会編著『逐条解説改定教育基本法』、第一法規、2007年。
- ・坪井由実ほか編『資料で読む教育と教育行政』、勁草書房、2002年。
- ・中嶋哲彦「学校と新自由主義」、『教育』第782号、国土社、2011年3月、4-12ページ。
- ・日本教育法学会編『教育法学辞典』、学陽書房、1993年

(受理 平成24年3月19日)